

平成30年北海道胆振東部地震に伴う建築確認申請等の手数料の免除について

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。札幌市では、被災された建築物（住宅等）の建替等の際に、建築基準法に基づく建築確認申請等を札幌市建築主事に申請される場合において、申請手数料を免除いたします。

1 対象とする災害

平成30年北海道胆振東部地震（平成30年9月6日発生）

2 対象者等

対象者	対象工事	対象区域
自己居住用住宅（自らの居住の用に供する住宅※1）を滅失し又は破損※2した方（札幌市外の自己居住用住宅を含む）	自己居住用住宅の新築、増改築、大規模の修繕・模様替、仮設建築物の新築※4	札幌市内
札幌市内にある自己居住用住宅以外の建築物を滅失し又は破損※2した方	同種・同規模の建築物の新築、増改築※3、大規模の修繕・模様替、仮設建築物の新築※4	札幌市内

※1 「住宅」には、併用住宅を含む。

※2 り災証明により全壊、大規模半壊又は半壊に判定されたもの。

※3 増築の場合は、増築後の規模が従前の1.2倍程度のもの。

※4 建築基準法第85条第5項に規定する仮設建築物を新築するものに限る。

3 対象の手数料

- (1) 確認申請手数料（建築物、建築設備、工作物、計画変更）
- (2) 完了検査申請手数料（建築物、建築設備、工作物）
- (3) 中間検査申請手数料
- (4) 仮設建築物の建築許可申請手数料

4 対象期間

り災証明書に記載の「り災年月日」から起算して、自己居住用住宅の場合は2年以内、自己居住用住宅以外の場合は1年以内に申請したもの。

ただし、確認申請の手数料免除を受けた建築物等に係る計画変更の確認申請、完了検査及び中間検査については、期間の制限はありません。

5 申請に必要な書類

建築確認申請等の際に、以下の書類を添付してください。

- (1) 確認申請等手数料免除申請書 1部
- (2) 市町村発行の「り災証明書」原本及び写し 各1部
(原本は確認後お返しいたします。2回目以降の免除申請は写しのみで可となります。)

※ その他市長が必要と認める場合に、別途確認の資料等の添付を求めることがあります。

※ 申請書の様式は札幌市ホームページ (<http://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/kakuninn/tesuryo-menjo.html>) からダウンロードできます。

6 その他

既に免除対象となる手数料を札幌市に納入された場合は、手数料をお返しいたします。

【お問い合わせ先】

札幌市都市局建築指導部管理課
電話番号：011-211-2859